

兵高教組 2019年10月30日 調査情報 14号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185
URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

年度末の人事異動に関する「調書」が、昨年度から一本化 人事異動に関する希望や事情は、曖昧にせずはっきりと

人事異動希望の提出の時期です。高教組は、教職員が意欲をもって安心して教育活動を進める上で、異動については本人の「希望と承諾」を原則にすべきという立場から、県教委に「本人の希望の尊重」「校長の意見具申の尊重」などを求めています。県教委はこれまで、「事前の意向打診」を含め「丁寧な人事異動」をすることを約束してきました。内示日にいきなり本人に伝えるなどということのないように、県教委には、校長を通じて本人や学校の状況の把握等を行う責任があります。

しかし、昨年度も高教組には、校長が伝えるべきことを伝えていなかったり本人の事情をきちんと聞いていなかったり、突然であったりと、丁寧さを欠く事例の報告が少なからず寄せられています。

不本意な異動をなくすためにも、以下のような点に気をつけて対応しましょう。

「調書」提出の対象は異動希望者と「計画交流」対象者

昨年度から様式が変わり、異動に関する「調書」は「勤務に関する調書」に一本化されました。提出するのは、①異動を希望する人 ②同一校9年以上の人 ③新規採用から同一校4年以上の人 です。

異動を「希望する」「希望しない」がはっきりと書けるようになり、本人の希望がそのまま県教委に伝わるようになっていきます。また、「健康状態」の欄が設けられ「良好でない」ことやその状況を書けるようになっていきます。「今後の予定」(結婚・出産・転居等)の欄は「必要があれば」とされています。

本人の希望や事情をはっきりと伝えることが必要

「次の勤務地」の希望地域・希望校種を、「異動を希望しない場合も記入のこと」としているのは問題がありますが、異動希望がないのだから(希望地域・希望校種等を)書けない場合もある」という見方を県教委は示しています。校長と丁寧に話をすることが大切です。無理強いされる場合などは、組合にご相談ください。

また、異動希望の欄の「どちらでもよい」は、都合良く使われる恐れがあり、注意が必要です。希望地域や希望校種、異動するしないに関係する事情などは、曖昧にせずはっきりと伝えることが大切です。

希望地域・校種の理由は「必ず記入」とされていますが、異動希望がない場合、「次の勤務地」の希望地域などは書いたとしても、その理由を書くのは「難しい」

というのは県教委との共通認識です。書けない場合もあるでしょう。

「管理職への昇任、教育行政職への異動の希望」の欄がありますが、異動に直接関係するものではありません。

校長には県教委への意見具申権があります

校長には教職員人事に関する意見具申権があります。県教委は従来から、必ずしも希望通りになるわけではなく校長は本人の希望を把握しておくように、としています。校長には、本人の希望や事情を把握することが求められます。しっかりと聞いてもらい、伝えましょう。

校長からの意見聴取に「どちらでもよい」「考えてみます」などの曖昧な返事をする、本人の意に反する結果となる危険があります。Yes, No をはっきりと伝えることが大切です。「調書」は、提出前にコピーを取っておくと良いでしょう。

校長が「県教委から何も聞いていない」ということはありません

1月末までは校長間人事で、それ以降は県教委が「計画交流」と一体の異動計画を策定します。校長としては、次年度の校務運営を考える上で異動の状況の把握は必要なことです。県教委は「丁寧な人事」を約束していますし、内示まで校長に何も知らせないということはありません。県教委は校長に必ず伝えていきます。地域や校種すら聞けないのであれば、本人の生活や教育計画などに大きな支障が生じます。適宜、校長に希望を伝え、状況を尋ねましょう。

再任用者の配置校についての「新たなルール」

現任校への配置が基本。他校への配置は極めて限定的。

2017年度に既に再任用だった人は従前通り、原則として現任校に配置
来年度の再任用についての希望調査の時期です。

2018年度新規の再任用者から、配置校についての「新たなルール」が適用されています。「全職員に占める再任用者の割合が増えて、学校運営上課題が生じているところもある」という理由で設けられたもので、高教組は協議を重ねて、校長や県教委による恣意的な運用がされないような確認をしています。

人事異動希望提出の時期と重なりますが、再任用は、人事異動とは別です。再任用に「計画交流」は関係ありません。

「新たなルール」の概要

◇「その学校で再任用者が多く、そのことによって学校運営上の課題が生じている場合」に限り、本人が希望していなくても他校への配置を検討できる。

◇その場合でも校長は該当者に丁寧に「学校運営上の課題」を説明しなければならない。

これまでに、校長が「新たなルール」を十分に理解できていなくて、他校配置に該当しないのに強要するような例がありました。再任用を希望しながら実現できないといったことにつながりかねません。雇用と年金の確実な接続のための再任用制度が、本人の希望に添って運用されるように高教組はとりくみます。

「新たなルール」の大事なポイント (現任校を希望する場合)

○2019年度が再任用の3年目、4年目の方は、従前通り「原則として現任校配置」。

○「再任用希望調査票」には、配置希望校を書く欄はないが、備考欄には「現任校を希望する」など、はっきりと書く。

○ヒアリング(校長、県教委)では、「現任校を希望」「〇〇高校を希望」など「配置希望校」を本人からはっきりと伝える。

○他校への配置を検討できるのは、「学校全体の再任用者数が多すぎること」がまず第一。さらに、「そのことによって学校運営上の課題が生じていること」が、他校配置を検討できる大前提。その大前提が満たされる場合には他校配置を検討できるが、その際校長は、本人に対して事前に説明し、本人の事情・希望を聞いて配慮して他校への配置を働きかける。

他校への配置を希望する場合は、事情・希望をきちんと伝えましょう。

「新たなルール」以外で

○短時間勤務を希望する際に、診断書等は不要。「個別の事情は、本人から校長もしくは県教委への申し出とすることとされ、介護、健康に限定せず、本人の申し出に従って週5日でも週3日でも可能。

○特別支援学校教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員の再任用は、フルタイム勤務とするという運用がされているが、短時間勤務の例はゼロではない。特別な事情がある場合は、校長に相談を。高教組は、希望する教職員すべてに、短時間勤務を含めて、本人が希望する任用形態での再任用を保障するよう求めている。

「新たなルール」の運用について、不明な点や不安なことがあれば、高教組にお問い合わせください。(詳しくは、高教組調査情報3号 [2019年6月11日] 参照)

あなたも高教組へ。人事異動や再任用についての悩みや心配事は、高教組にご相談ください。